

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第58号

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(登録の拒否)</p> <p>第17条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第17条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u>（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</p> <p>(8) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u>第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</p> <p>(9) <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>(10) <u>自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p>(11) <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p>(12) <u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p>(13) <u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p>

改正前	改正後
<p>(7) 略 2 略 (変更の届出)</p> <p>第17条の6 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から<u>第7号</u>までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。</p> <p>3 略 (登録の取消し等)</p> <p>第17条の14 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略 (2) 第17条の5第1項第2号又は第4号から<u>第7号</u>までのいずれかに該当することとなったとき。 (3)・(4) 略 2 略</p>	<p>(14) 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第8号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(15) 第8号から第13号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>(16) 略 2 略 (変更の届出)</p> <p>第17条の6 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第16号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。</p> <p>3 略 (登録の取消し等)</p> <p>第17条の14 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略 (2) 第17条の5第1項第2号又は第4号から<u>第16号</u>までのいずれかに該当することとなったとき。 (3)・(4) 略 2 略</p>

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。